

「労働者協同組合法案」の早期制定を求める意見書

我が国では、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少により、労働力不足が深刻化しており、とりわけ営利企業の参入の期待が難しい分野では、事業所の運営が困難になるなど、大きな課題となっている。

一方、年齢や性別を問わず、一人一人のライフスタイルを尊重した働き方ができる社会への移行が求められている。

こうした状況の中、自分らしい主体的な働き方を実現し、多様な就労機会を創出し、さらに、その就労により地域の課題を解決するため、出資と労働が一体となった協同労働に係る新たな法人制度を求める声が高まっている。

組合に参加する全ての者が出資をして、自ら運営にも参画し、介護や子育て等の多様な地域ニーズに応じた事業に取り組むという非営利の法人形態は、今日まで存在していない。

また、我が国では、個別分野ごとに協同組合制度が整備されてきた経緯があり、農協など事業主のための協同組合、生協のような消費者のための協同組合はあるが、労働者のための協同組合がないことから、新たな法人制度が是非とも必要である。

国会においては、従前から超党派議連による協同労働に係る法制化が議論されてきたところであり、先ごろ、諸問題を整理の上、「労働者協同組合法案（仮称）」として議論が行われていると認識している。

よって国会及び政府は、地域に貢献し、地域課題を解決するための「労働者協同組合法案（仮称）」を早期に制定すること、また、その際、協同組合の設立は、簡便な手続となるよう準則主義によるものとされることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年7月8日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣 } 殿

法務大臣

厚生労働大臣

経済産業大臣

働き方改革担当大臣

神奈川県議会議長